琉球大学学術リポジトリ

自治基本条例の比較的・理論的・実践的総合研究 報告書No2：新しい自治体とこれからのまちづくり2　自治基本条例モデル素案　シンポジウム＆ワークショップ成果報告

メタデータ	言語: 出版者: 仲地博 公開日: 2009-11-13 キーワード (Ja): 自治基本条例, 自治基本法, 住民参加, 住民主権, 地域づくり, 情報共有, 住民自治, 自治体再編 キーワード (En): 作成者: 仲地, 博, 江上, 能義, 前津, 榮健, 高良, 鉄美, 佐藤, 学, 島袋, 純, 徳田, 博人, 照屋, 寛之, 宗前, 清貞, Nakachi, Hiroshi, Egami, Takayoshi, Takara, Tetsumi, Satou, Manabu, Shimabukuro, Jun メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/13107

後期第８回ワークショップ

研究会議録（会合 26・2 月 8 日）

テーマ

①　平和的生存権

屋良　朝博（沖縄タイムス記者）

②　環境権

中嶋　栄子（フリーライター）

③　抵抗権

新崎　盛幸（沖縄市職員）

① 平和的生存権

島袋純：

今日は人数少ないんですが、これで最後のワークショップです。抵抗権、平和的生存権、環境権と、沖縄で一番重視して、特別に一項目ずつ設けた住民の権利です。ファシリテーターの方、グループでの議論の方、お願いします。開始してください、各グループお願いします。

島袋純：

では、終了しているようなので抵抗権グループのほうからやりますか。個別グループの報告お願いします、まず、平和的生存権から屋良さんがファシリテーターなのでお願いします。

屋良朝博：

屋良です、宜しくお願いします、平和的生存権は憲法の前文でも書かれているし、国際法上、普遍的な人類の価値で権利であることはすでに定着しています。ただ、米軍基地を抱える沖縄では平和的な生存権を改めて規定しておく必要があろう、と考えます。まず第１条に、その平和的生存権とは何かという定義を明らかにします。「全ての住民は暴力、抑圧、貧困、環境破壊にさらされることが無く、平和のうちに生活し、居住する具体的、個別的権利を有する」。暴力や貧困、抑圧など、それぞれどの程度の被害が平和的生存権を犯すものなのか、という論争が続いています。米軍基地によって平和的な生存が脅かされているという議論に対し、裁判所の判例を見ると、訴えに具体性が無い、と訴えが退けられてきました。しかし、ここ数年、ドメステイック・バイオレンスなど暴力事件を警察が検挙している状況を見ると、そのいろんな人権侵害においてある程度一定の基準が出されつつあります。　平和的生存権は具体的な個別的な権利であることをしっかり認識する必要があるだろうと、との結論に達しました。

第２条は「平和のうちに暮らしていく権利とは国際法上認められた人類普遍の権利であり、いかなる理由においてもそれを侵害してはならない」。全ての人がこの権利を有している、ことを明記しました。「いかなる理由」とは、例え基地を配置している２国間の安保条約があったにしても、人類普遍の希求する平和的生存権を侵害してはならないこと意味します。軍事や治安を理由とした施策を講じるにしても、その前提には平和的に人々が暮らす権利はあることを強調しています。

それをどのように自治体の活動の中に生かしていくのかということで、権利と義務を第３条で規定しました。住民が平和のうちに生活し、居住する権利を自治体は具体的、個別的に保障する義務を負います。まちづくりの中で、平和の精神が根付かせるべきだと主張します。例えば、議論の中でちょっと海外の例を参考にしたのですけども、アメリカ国内にある空軍飛行場で、住宅開発が基地に迫り、騒音問題が起きた場合、飛行場が移転しなければならない。住宅地は７０デシベル以下の環境が保障されており、その環境を破壊する空軍飛行場の存在は容認されないのです。これが当たり前の発想でしょう。まちづくりの中心は住む人であり、騒音やストレスにさらされるような生活環境に置いてはいけない。当たり前の発想を条文に落とし込んだ結果、「いかなる理由」においてもその、平和的に僕らは生活していく権利がある、ということを記述することにしました。質問がありましたらよろしくお願いします。

島袋純：

ひとつ、少し疑問だと思うのは、「いかなる理由においても」、と書いていることに関連してです。人権のレベルには、拷問から逃れる自由とか思想良心の自由とかあるんですけども、いわゆる自由権のような、どうやっても守らなければいけない人権というものと、財産権みたいに政府の政策の都合で、正当の理由が必要だとは思いますが、少し侵害もしくは制限してもいい権利という二重の人権レベルがあると思います。そこで、私が発想しているのは、平和に暮らしていく権利というのは、拷問からの自由とおなじような、人間としては最低限の「いかなる理由においても」侵害してはならない、一番重要な基本的人権ではないかと、いうことです。そこのレベルまでこのような平和的生存権を持っていけるかという課題があると思います。

つまり、日本国憲法の裁判規範では、ようするに「公共の福祉」が基本的人権を制約する原理、で、財産権のような権利は、「公共の福祉」によって制限できることになっています。ただし、拷問の自由とか、思想良心の自由とか、そういう基本的権利は、たとえ「公共の福祉」という名目でさえも禁止できないわけです。だから、どのレベルで平和的生存権という人権を想定するかというときに、財産権のレベルではなく、拷問からの自由と同じレベルで想定したいという野心があります。希望なんですけれども、これが実際にこのような文章で追及していけるかどうかですね。

佐藤学：

国際法の事は素人でよく分からないので質問なんですけど、例えば今度国連がイラク攻撃を許可する決議をしたとして、それはどうなるんですか。イラクの国民が平和のうちに暮らしていく権利を、国際法的のしばりであるところの国連決議で破ってしまうということになるわけなんですか。

島袋純：

国際法上、すべての戦争が違法とされているわけではありません。ただ戦争の中で一般市民を目的としてそれを殺傷してはならないっていう基本的な規範があって、もしアメリカが市民を虐殺するならば、それは国際法違反なんですよ。国連の武力行使容認決議が、アメリカによるイラクの爆撃が一般市民を対象にする攻撃を行うことを容認する決議ではありえないわけです。

佐藤学：

国際法上認められたのは削って、人類普遍の権利だけでいいんじゃないかと思ったわけです。なんか、難癖をつけられるんではないかとか、（笑）

屋良朝博：

２国間条例を意識したんですよ。

佐藤学：

ああ、なるほどね。人類普遍の権利のほうが国際法上は上でしょう、概念としては。だから国際法が何を言おうと人類普遍の権利なんだから。

島袋純：

実際に守られているか守られていないかは別にして、「人類普遍の権利」という言葉は、日本国憲法にも書いてあるように、かなり抽象的ですよね。具体性がないわけです。ここでいう国際法上って言うのは国際法、社会権規約を念頭に置いているわけです。そこに「平和に生活し居住する権利」ということが書いてあって、それでここに入れておくことによって、抽象的な理念ではなく国際法規に基づく権利として具体的な平和的生存権があるのであって、安保条約はたった２国の間だけの条約にもかかわらず、それを根拠に平和的生存権がつぶされている現状なので、それに対抗する論理として、平和的生存権というものが、人類普遍の原理としても、国際法上の権利としても認められていると考えて、基本条例の文章上に明確に認めさせようというという目的です。

その点を、強調して、このような言葉を取り入れることによってより具体的個別性、それから、現実性というのを増そうということですね。

佐藤学：

分かりました。

玉城デニー：

玉城です。じつは抵抗権のところでちょっといろいろと話が出てきたことと、今の平和的生存権とリンクさせて考えたほうがいいのか独立して考えたほうがいいのかとちょっと質問をさせていただくんですが、「平和的生存権の中で全ての住民の個別的権利をしっかりと有する」に続いて「国際法上認められた人類普遍の権利で侵害してはいけない平和の権利」があって「自治体と住民は、平和のうちに生活をして、なおかつ、具体的、個別的に保障していく義務を自治体が負う」であるのですが、スケールとしてこの項目全体が、いわゆるまちづくりということで捉えた場合に平和的生存権だけが大きなスケールを持って世界平和も含めた上で、取り入れられていることと、それ以外の条例の条文を比較した場合、まちづくり条例の条文と、どう、つながっていくのか、ちょっと、疑問に思ったんですね。つまり、その条文として書くと、確かに条文としてのきっちりとした明確性はあるんですけど、それがことまちづくりに関した場合に、ちょっと普遍的だとか国際法上ということが、住民に馴染むかどうかについては、話が出たのかなということについて聞かせてもらいたいと思います。

屋良朝博：

例えば嘉手納町は町面積の８割を嘉手納基地が占有しており、沖縄市も４割ですよね。そこは自治が及ばない地域で、抵抗権にも当然リンクしていくだろうし、環境権にもリンクしていくと思うのですが、その基地の中で環境保全をしたくても、自治体職員はパスがないと入れない。　基地司令官の許可がないと、自治活動が行えないのです。そうすると、その安保条約の地位協定でもって、この嘉手納町は８割が治められている。そうすると嘉手納町の自治って２割自治じゃないかという話になってくるわけですよね。そんなことって本来あり得ない。　有事でもないし、今は平時なのですから、平時は平時なりの基地のあり方があるという発想です。だから、自治体の長の権限がなぜその町の領域に及ばない部分があるのかと、それは非常に町づくりを考える上ではおかしな話で、どうにかしないといけない。安保条約、地位協定といった２国間条約に対抗するためにも、平和的生存権の理念は規定しておかねばならないという議論でした。

島袋純：

条例全体の構成の中でどう考えるかについて少し考えてみたのですが、これは基本的に「まちづくり基本条例」という言葉を良く使うのですが、自治基本条例というのが正式な名称で、自治は基本的にどういう価値観のもとに基づいて行うべきだということを体系化するようなものだと思います。

それで、基本的に「平和宣言」とか、「非核都市宣言」とか「平和都市宣言」とかいろいろありますが、やはり自治を平和のもとに行おう、平和を追求して行おうというのは、その自治体の基本的な価値として必ず出てくるような、沖縄では特に重要な部分でして、基本的にここに平和的生存権を独立して書くと同時に、やはり前文に、その高らかな権利の宣言文である前文のほうにこれと似たような言葉を埋め込んでいくべきだという気がします。

したがって、「まちづくり」に限定された小さなことではなくて、自治がどういう価値を追求するのかっていうのを大きな目的として、前文の中にも埋め込んでいったほうがいいと思います。

それともう一つは、あの、この前、対外関係のところで「自治体は外交権をもつ」という言葉が出たのですが、私は、「自治体は国際関係の主体であり世界の平和と人類の幸福に積極的に貢献しなければならない」という文言に変えようということで意見を出しました。それで昨日ようやく仕上がった、たたき台の方にはそのことが書いてあります。もう一回言うと、「自治体は国際関係の主体であり、世界の平和と人類の幸福に積極的に貢献しなければならない。」そういう文言がありますので、平和的生存権の規定だけが浮いているわけではなくて、前文と対外関係を入れ込むことによって、自治により基本的に追求する価値をこうおいた条例であるというふうに育てていけばいいではないでしょうか。

宗前清貞：

宗前です。僕は玉城さんのおっしゃっている事にすごく共感しているというか、ちょっと感じていることがあって、おそらく、こういう理念を言う事自体はぜんぜんかまわないし、大事な事ではあるんだけれども、地方政府が条例を作って、それを土台に政策展開をしていく中で、大上段に振りかぶったことが突然ポッと出てくるということは、結果的に美しい言葉ではあるんだけど、ただ言っただけで終わってしまうような感じがあるのではないか、そこをおそらく問題にされているのではないかと思うんです。

僕は逆にまちづくり条例の一環からこう、平和的生存権なり外交関係なりに攻め上っていった方がいいと思うんですね。この規定を置く事の意味を考え直してみると、例えば僕らのグループでは、結局この問題（＝基地）抜きに環境の問題は語れないよね、という話になっていくんですね。となると、この規定を置く／置かないの問題ではなくて、位置付けですよね。そうした小さい話を積み上げていくと結果的にここに行ってしまう、だから、これを置かざるを得ない、という流れのほうがいい。馴染む・馴染まない、というのは、おそらくその点との関連でないかと思うんですね、リアリティがあるかという。単なる「オキナワ」の枕詞のようにつけてみましたというのは良くないですよね。かえってそれが保守的な流行に過ぎないということもありうるわけで、そうではなくてここに規定さているような平和的生存権の問題を実体化していくためにまちづくりは必要で、しかしまちづくりをやってく以上、現実問題としては安保の問題抜きでは語れないというあたりの位置付けにしたほうが僕はいいと思いますけどね。つまり、「そもそも自治とは・・・」という大上段に振りかぶった話は忘れてはいけないが、個別の事を考えてたら結局は大きい話を考えざるを得ないんだ、という構造にしたほうが、いいかなあというふうに思いますよ。

島袋純：

というと今の意見を具体的に条文化するとなると、抽象的な言葉ではなくて、よりもっと具体的に、たとえば「米軍基地に住む人も住民であり、ともに平和的にまちづくりに参加する義務を負う」とか、「米軍」とか、具体的、個別的な名詞を出していくという方法ですか。

玉城デニー：

玉城です、そうではなくて、もっとシンプルな条文であったほうが、いいと思うんです。僕はそう思います。だから例えば平和的生存権を述べるのであれば、３番目に述べられている事「自治体と住民は平和のうちに生活し、まちづくりの全ての政策の中で平和の精神が息づかなければならない」という条文が一番目に来て、平和の精神をうたう。次に「住民が平和のうちに生活し、居住する具体的個別的権利を有する」「平和のうちに暮らしていく権利はいかなる理由においてもそれを侵害してはならない」何人たりとも侵害してはならないという中に環境や抵抗権などが内包している、その内包しているものを、環境権でどうとらえるか、抵抗権でどうとらえるかというとらえ方になっていくんじゃないかなと思います。今、宗前さんがおっしゃったこととほぼ同じ内容で、条文で具体化して入れるよりも、あくまでも、権利としてのとらえ方としておいて、それはきっちり全てのものが含まれるんだよというような平和的な普通な権利を住民は有するということ、自治体はその責任を負わなくてはならない、その要求をもちろん自治体は国に対して要求することができるということで、とらえたほうがいいかなと、考えています。

屋良朝博：

議論が出たのは、例えば別個に条例化するアイディア。平和条例を策定すれば、具体的に米軍基地という表現もできますね、との提案はありました。

宗前清貞：

宗前ですが、僕らは実は条例の中はシンプルな文言がいいと思っているんです。だから実際にはこれ、条例上搭載するべき要素を僕らは考えていたんですけど、玉城さんおっしゃるようにね、非常に大きい事をポンと書いておいてかまわないと思うんです。

たださっき言ったのは、文言それ自体の問題というよりは、そこに書かれている文言をどう考えるべきかという道筋の問題として、あえて言えば文言そのものは実はたいした問題ではなく、どういう発想のもとに組み立てられているのかを明確にするために、思考の過程を明らかにしておこうと思って申し上げました。

ちょっと質問ですが、ワークショップの完成品には逐条解説みたいなものをつける予定はないんですよね。出来上がった基本条例そのものは 95 条だったとしても、特定の条文と条文のこの目的とか、根拠とか、さらには市民の運動として出来上がったものだったらその思想の過程ですね、どういう思想でこの条文を作り上げたかっていうことは、表明しておかないといけないと思うのです。まちづくり条例の先進地のものを見ても、条文だけ読んでなんでこの条文があるのか瞬時に分からないですよね。実際にはそれは氷山の一角のようなもので、その下に多くの非常に議論が存在しているわけですから。そこをちょっと意識して先ほどその発言をしたんですけどね。

屋良朝博：

あの、ニセコ町の場合も具体的な効果はそう望まないという考えのようです。条例を策定し、走らす事に意義があるという考えのようです。どうでしょうか。

宗前清貞：

つまりそれは法に基づいて行政をするべきなんだ、だから、中身はともかく、作る。そこに意義ありという意味でしょうかね？

島袋純：

ニセコの場合、おそらくそれは全部、実践が先にあるということがポイントではないでしょうか。住民参加の実践が先にあり、法律や条例を作ったからといって、何か変わるというのではなくて、これまでの実践を基本的に裏付けるための条例で何かそれでなにかこれから新しい効果をもたらすものではないということです。現状として既にやっていることを明文化したわけで。効果とすれば町長が変わっても住民参加は変わらないという意味です。

佐藤学：

佐藤です。先ほど宗前さんがおっしゃった問題提議なんですけども、私のところでも同じようなことがことは考えたわけです。沖縄だから、というのを枕詞みたいににつけるのはどうかっていう話もありました。ですから、おっしゃったのもよく分かるんだけど、沖縄だからっていう枕詞も、もしかしたら大事なのかなっていう気もしないでもない。　沖縄の自治基本条例だって言うときに、宗前さんがおっしゃるような、ある種保守的な思考である平和的生存権だとか抵抗権だってことを、あえて前面に出すのも、それはそれで意味はあるのかなという気はしないでもないんです。

平和的生存権とか抵抗権って言う言葉が最初ここに項目として挙げられたときには、たぶんそういう思いがあって、枕詞的な感じで入れられているんじゃないかなって私は思ったんですね。どっちのほうがいいのか。どんなふうにバランスをとるのか。要するに下から積み上げていって、その結果として抵抗権なり平和的生存権なりが出てくるという筋立てや理屈はよく分かる反面、沖縄だからっていうことで、バーンと入れてしまうことにも意味はあるのかなと思ったんですね。

島袋純：

どうしますか、自治基本条例の基本的な性格って役割に関わるような部分だと思うのですが、個別、具体的に実際にその我々が使えそうな権利というか、個別的具体的な部分をなるべく列挙していって、それから結果として抽象的なこういった権利が結果として保障されるようになっていくような文章のスタイルにするのか、あるいは、大上段にこういうのを固めていって、それで、上から下に下ろしていく、実際にまちづくり策の中でこうなっていく細かくしていくタイプです。今まではこのタイプを想定していて、そういう意味でこういう順番になっているのですが、、、。

基本的に自治条例のあり方がどうあるべきかという議論に関わってくるんですが、実はこの部分はなかなか議論ができなくて、今この場に及んで初めて話し合うような議題です。基本的に、最初に私たちが合意できたことは、とりあえず多種多様に出してみましょうということぐらいです。

これはモデル条例なので、実際の各自治体への導入では、それからどんどん削るなりまとめるなり、し

ていくはずなので、そのため、とにかく選択肢をできるだけ網羅的に増やしておこうという話でした。それが、９５ヵ条という膨大な数になってしまった理由だと思います。次の段階、来年の前期あたりで実際に自治基本条例の戦略あるいは役割それからどういう精神でモデル条例を作っていくかというときにかなり議論しあって、より洗練された条例に落としていく必要が出てくるかもしれないです。

宗前清貞：

いや、僕は無くさなくてもいいと思っているし、佐藤さんも指摘されているように、枕詞的な表現があってはいけないということでもないんです。そうではなくて、しばしばこういうことをとりあえず言ってオシマイというある種の思考停止だけは避けようということだったんですけどね。

では具体的にどうするかっていうときに、一つの考え方は条文の最初のほうで、例えば第一章とか前文に相当する部分でこういう大きなことを規定するという考え方が一つあると思うんですよね、普通それ以外ないのですが、僕はね、個別の具体的な生活に関わる条文を書いていったら、逆に終章のあたりで大きな規定がドーンと置かれる、最後は大きい話になっちゃうっていうね、全然今までと違う書き方をするっていうのも面白いと思うんです。僕は変なことが好きなので、前文がなくて「後文」があるとかね。つまりこのように個別の権利を積み重ねて行政をするということは、最終的にはこういう目的につながるんだっていうことでしょうね。

やっぱりその大上段に振りかぶって世界の平和と民主主義、というふうなことからスタートして、それでゴミ問題ならゴミ問題があるんだよっていうロジックはどうなんでしょうかね。みんなは一瞬フーン、と思うだろうけど、そうではなくて、やはり生活の、日々の営為を積み重ねていくと必然的にこんな大きな話になっていくんだと。それが沖縄の現実だし、僕のような安全保障問題に鈍感な人間ですら家の上をファントムが飛んでいくと許しがたい気持ちになったりするわけで、沖縄に住む以上、日々の中で平和問題をすっ飛ばして考えることは不可能ですからね。イデオロギーとは全然別の次元で、生活の中で踏まえていく問題だと僕は思っている。そういう方向もアリかな、つまりそういうやり方こそが実は沖縄的なんじゃないっていう気がしてなくもないんですけどね。

島袋純：

この議論はおもしろいですね。しかし次の段階からということで、この議論をやっていきましょう。宗前さんが画期的な意見でしたね。では、平和的生存権のグループこれで終わりということで、屋良さんどうもありがとうございました。　次はどのグループがいいですか、どこやります？では、環境権のグループの報告をお願いします。

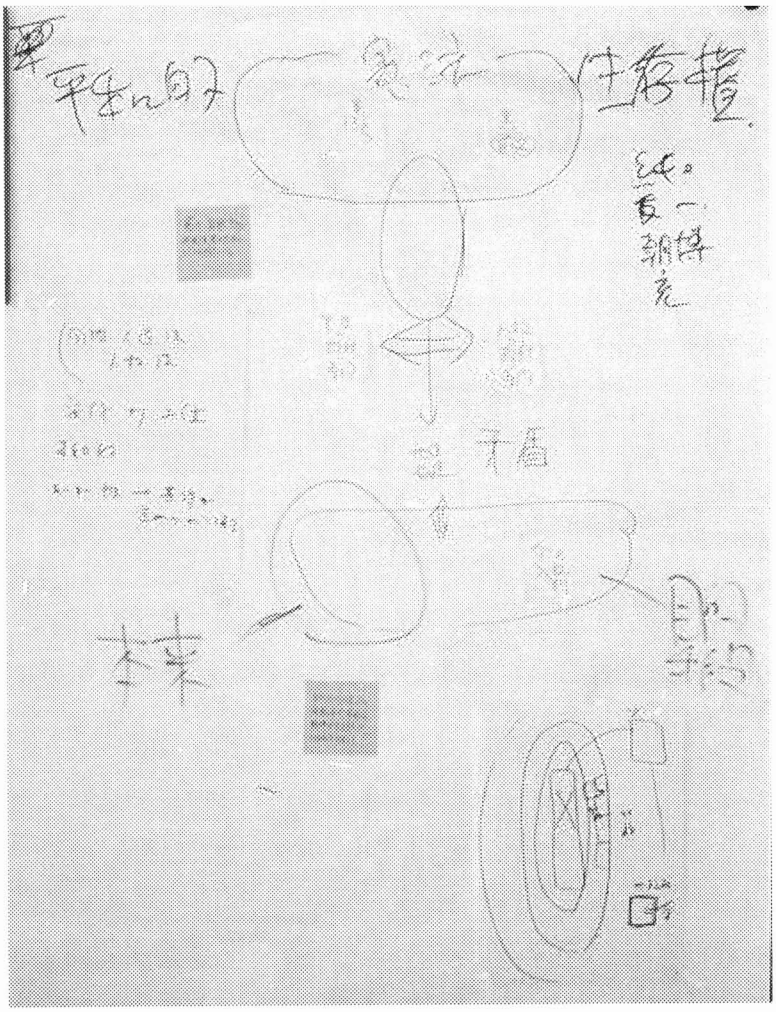

03'02/08

平和的生存権

1. すべての住民は暴力、貧困、抑圧、環境破壊にさらされることなく、平和のうちに生活し、居住する具体的、個別的権利を有する。

2. 平和のうちに暮らしていく権利は国際法上認められた人類普遍の権利であり、いかなる理由においても、それを侵害してはならない。

3. 自治体と住民は平和のうちに生活し、居住する権利を具体的、個別的に保障していく義務を負う。まちづくりの全ての施策の中で平和の精神が生きつづけなければならない。

② 環境権

中嶋栄子：(報告)

じゃ、環境権です。まず環境権は住民、行政と自治体とのコラボレーション、共同によって成り立つものととらえています。その定義、１としました。私達をとりまく環境全てに対して私たちはそれを享受する権利とそれを守り、次世代へつなげる権利がある、というふうにしました。で、この権利を守ったり、維持したりするためには自分達だけでは範囲が決められてしまうので、例えば他の自治体や米軍に対して発言する権利をもこの中には含まれる、という意味です。２は１の補足になります。で、そのためには、住民への説明もいると思います。で、保全の目的のために行政は説明責任や今後の環境政策について住民と話し合わなければならないとしました。4 番、それによって住民と行政がともに協力して環境と経済、つまり、自然との共生を図る仕組み作りを行う。５番はその他、住民のほうに今まで公共事業等で破壊された自然を再生する権利、それから学習する権利、守って継続する権利を保障する、で、それをちょっと補足するようですけれども、環境調整機能を果たさなければならない。敢えてこの主体は書いてありません。これは行政であったり、NPO であったり、住民であったりという意味です。で、こういうふうに考えました。

玉城デニー：

簡単な質問からさせて頂きたいんですが、今の環境権の説明項目、説明を聞いていると行政と住民が例えば区分だとか一致だとかが、かなりいろいろ入っているような気がするんですね、この文章の中には。その住民と行政がそれぞれの責務みたいな話は出なかったのかな、ということをちょっと聞かせて下さい。環境権に対する住民側の権利と責任、行政側の権利と責務ということですね。

中嶋栄子：

はい、行政側からの責務ということに関しては、例えば住民に現状の環境問題を知らせる義務があるですとか、あと、自然破壊につながる公共事業に対しては事前に住民に告知しなければならないですとか、そういうのはあります。それから、住民に対しては住民は環境に対する責任を持たなければならない、後は、共にゴミを出さない工夫であるとか、捨てないマナーの浸透を図るというのがあります。でも、おっしゃるとおりちょっと混同して書いてはいます。で、どこが主体になるかっていうのはやはりケースバイケースだと思うんです。ゴミ問題であれば、身近なゴミや家庭内のゴミであれば個々人の問題でしょうし、それがいったん家の外へ出たときは行政の責任になるんだろうかと、やはり主体は個々人であり行政であり、いっしょにやるっていうことになってくるのかなあって思います。でも、今の時点ではやっぱり曖昧ですよね、私自身が。

中嶋栄子：

あ、ちょっと待ってください。書き間違いです。これは説明ですね、大変失礼しました。

玉城デニー：

あの、４番目の文章ですが、環境権に書かれている４番目の「住民と行政が共に協力して環境と経済

を図る仕組み」というところです。

中嶋栄子：

すいません、また抜けてますね、これは「の両立」ですね。

玉城デニー：

「環境と経済の両立（自然との共生）を図る仕組み作りを行う」、これと「環境調整機能を果たさなければならない」としてそれより下の文章にある「ケースバイケース」っていうところの違いがちょっと分からないんですね。上で仕組み作りを行うっていうことをうたってて、下でケースバイケースで環境調整機能をと、ちょっとその２点が曖昧のような気がするんですね。規定していてケースバイケースみたいなかたちなので、その補足として４番と６番の条文と言うのが出てきたのかなって気がするんですが。

中嶋栄子：

えっと例えばまず、何かの公共事業をやるとするときに、これが自然に対してどのような影響をもたらすか、これは経済だけではなくて環境に対してもメリットデメリットどちらだろうか、それを両方ともお互いが考えるという意味で協力して両立、この自然との共生を図る仕組み作りを行うというふうに考えました、６番のその後です。その後、これはちゃんと機能を果たしているだろうか、保全目的に沿っているだろうか、そういう機能をどこかでチェックしたい、という意味で書きました。チェックするのがじゃあ、それが住民なんだろうか、行政なんだろうか、もしくは両方混同したチームを作れればいいんだろうかというところで、まだ迷いがあって、主体はケースバイケースというふうに書きました。

宗前清貞：

宗前です。実はこの議論が起きたときに、４番は読んで字の如くなんですけれども、６番を付けてきた背景は二つあって、具体的に６番が想定していたもう一つの背景というのは、景観を維持する機能だったんです。景観を維持する機能ということは建物に対して主権に制限を加えたりする事になるから、住民対住民の争いが生じる可能性が非常に高いですね。そのときに誰かが調整役を買って出ないといけないし、それを放棄してそれは住民同士のことだから勝手にやってくれと、いうふうに言われちゃったら景観は実現しないから、そのときに調整をする責任は行政にある。けれども、調整「役」と限定すると、行政の内部で公務員として雇わなければならないかまで踏み込んでしまって、しかもその手の調整役って言うのは必ずしも公務員が適任とは限らないので、それでちょっと曖昧な書き方にしてあります。つまり、（実現を図るという意味での）責任は明らかにあるけれども、その責任というのが、人材を直営で採用しなくちゃならないと結びつけちゃうと困るなという事を考えていました。とはいえ、北部のように人材そのものが非常に足りないところであれば、逆に行政は直営で採用してまでも責任を果たすべきであろう。しかし、南部や中部のように人がたくさんいるところであれば、最適な形は NPO を作り上げたり、NPO に対して財政的な支援をし、知恵を借りるっていう形がいいんじゃないかというのが一点ですね。だから、景観って言う政策領域をちょっと想定していたことと、２番目の理由としては「役人がやるっていうのが必ずしもベストじゃないんだよ」ということを言いたかったので、こういう言い方になりました。まあ、もう少しきれいな書き方ないかなあと、みんなに諮りたいんですけどね、どう

したらいいでしょう。

玉城デニー：

玉城です。今の宗前さんの説明を聞いてなるほどなっていうふうにはっきり分かりました。で、とても３番４番がだいたい同じような感じで保全の目的のために現状の説明責任や今後の環境政策について住民と行政が話し合わなければならないという事が４番の環境と経済の両立を図る仕組み作りを住民と行政が共に協力して行うっていうことと６番の、景観の保護、住民対住民になってきた場合、どこが調整機能を果たすのかって言うところでですね。ここで例えば３番と４番と６番のなかではそういうところも盛り込まれているんじゃないかなという感じがするんです。であるならば、考え方として、６番の環境調整機能を果たさなければならない（主体はケースバイケース）という場合に「住民と行政が共に協力して環境と経済の両立（自然との共生）」で、景観の保全を図る仕組み作りを行うというふうな条文にすると住民対住民、住民と行政、行政の中での構成になり、住民と行政、及びその他の団体を入れて、NPO を含めていくという文章にすると、総合して分かるかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

島袋純：

今の話だと、６番も主語がないとおかしい文章になるのでここも「住民と行政が協働して」、と入れるということですね。「住民と行政が協働して環境機能を果たさなければならない。」なるほど。

宗前清貞：

実はこれ、６項目全部を条例にしようとは思ってなくて、せいぜい２項目ぐらいでしょうか。その意味で、これら列挙されたのはすべて（条例の）要素なんです。例えば、環境権の主体は誰なんだってやっぱり考えにくいところがある。つまり行政が権力を持っていて、放ったらかしにしておくと住民の権利が脅かされてしまうから、法で縛りをかける、という領域とは違う。

佐藤学：

今、入っていないところで宗前さんと玉城さんがおっしゃっていたところが私の問題意識なんです。以前、掲示板に書いたのですが、その辺のところでは、一方では権利である。で、さっき１番で責任という話が出てきて、自分としては精神論みたいな、みんなできれいにしましょうみたいな、そうした文章にすると言うのではないんです。そういうつもりでは全然ないんですけど、ただこの問題は、誰かにやれって押し付けるべき話ではないのです。現実的、具体的には、住民が自分の生活見直していくことをしなければ、どうしようも無い部分があるじゃないですか。そういうところを、なにか心に届く形で提示できないか。単なる決意表明とか精神論とかじゃなくて、環境は自分らがちゃんとやっていかないとどうもならんのだっていうことを、ここで盛り込めるような工夫はないかなあと、ずっと考えているのです。

そのへんのところ、行政と住民が共同する、あるいは行政にこういう要求するって言うところは言いやすい、書きやすいことなんだけど、私達自身はどうするんだっていう話をなんとか入れるべきではないか。それで、決意表明以上のことができるのかっていうと、私には具体的にどういうことを書けばいいのか分かんないんですけど。でも、自分達の具体的な責任を明らかにすることが重要なんじゃないかなと思うんですよ。

島袋純：

私の場合大きい話ばかりやりたがるんですが、この場合、基本的に行政と住民、そこに住んでいる人たちが全員賛成して地域を経済的に成り立たせるために、例えば、渡嘉敷島の海全部埋めると決定したとします。そして、住民と行政の合意、住民全員賛成なので住民主体のまちづくりとしてそれはいいのかというと、絶対にだめだと思うんですよ。渡嘉敷の海っていうのは、世界人類全部の遺産ですよ。例えば、地域の都合以上に、本当に地球規模で守らなければならないっていう重要な環境的価値がどうしてもあって、したがって、例えば沖縄の自然は人類の地球の遺産であり、我々はどうやってでもこれを守らんといけないみたいな宣言が、沖縄の自治基本条例にはあってもいいのではないかという気がします。

今度は塩屋湾をもう埋め立てるというし。大宜味村にある美しい海、あの、琉球大学のボート部の倉庫があって、非常に美しい湾があって、そこを埋めるということです。いろいろな理由を挙げていますが地元の産業界が大国林道の後の公共工事がなくて困っていて、大規模公共事業のためでしょう。世界的な遺産に相当する環境を守る義務、そういうのをどこかに、まずは個別具体的な権利からそして大きい話へ、というのも必要ですけど、やはり大きい話もどこかにおいてほしいなという気がします。

佐藤学：

佐藤です。今の「大きい話を」というのは大賛成です。それと同時に、私は、学問の師匠がゴミ問題の専門家なので、その影響を大いに受けているのです。それで、住民はゴミを減らさなければならないとか、住民はゴミの問題を真剣に考えなきゃいけないとか、基本条例に盛り込むべきと本気で考えているわけです。一方で世界遺産の海だとか人類共通の海であるといったことを謳い、もう一方でゴミ減らさにゃいかんということを宣言するように、両面から入れたらどうでしょうと。冗談ではなくて本気で言ってるんですけども。

宗前清貞：

我々のグループでは宗前を含めて、このことを議論はしていないんですが、作っていてフッと思ったのは、基本条例の中で書くべき事と、それからそれ以外のところで何らかの法的縛りをかけて行政を進めていかなければいけないことってやっぱりある。つまり、基本条例が基調となって行政が動いていくが、その政策領域ごとに、総合計画から実施細目に至るような法の体系があるんだろうかなあということを考え始めたんですよ。逆にいうと基本条例がしっかりしたものであればあるほど、その環境であったり財政であったり情報公開であったり、つまり個別の領域については、より具体的なやり方に関する規定っていうのが出てくるだろうと。僕は、ごみとか景観とか産業廃棄物とか最終処分場という話を基本条例に埋め込むのではなくて、どう考えたってその個別の政策を展開していくためには「住民の意見を聞いて、住民と行政双方に義務がある」に決まっているじゃないかという話がでてくるような短い文章を埋め込むのがいいんだなと思い始めているんですね。「法の支配による行政」と述べたローウィー Theodore Lowi が考えるようなことを自治体の分野で実現していくとするならば、おそらくはその基本条例と個別条例の二段構え、または基本条例とそれに基づく要綱という形での縛りっていうのがすごく大事で、具体的な「生ゴミはどうしましょう」という話は要綱でやっていこう、と。

それは決して運用で逃げているわけではなくて、基本条例で理念がバシッと決まっていれば、要綱っていうのは決して「議会の承認を得なくていいから楽」といったような行政技術の問題ではないと思う。

ただ、佐藤さんがおっしゃっているイメージが十分表出されるような形で基本条例が書かれていくってことは大事かもしれませんね。

新崎盛幸：

環境権についての条文なんですけども、僕の中では第１条が「環境を次世代につなげる責任がある」と明確にうたってますよね。その明確にうたっているシンプルさだけでいいんじゃないかと思ったんですよ。後で環境対策について環境保護と、開発ですとか、経済分野との両立とかですね、あと環境との調整機能とかが入ってくると何か環境を守っていくっていうのがぼやけてきちゃうような感じがするんですよ。またあの、開発にですね、地域総体で流れていくっていうのがどうしても環境保護よりは経済開発のほうに流れちゃうって言う、経済力学みたいなのもありますんで、でまた逆に両立とかそういった調整機能を入れたがためにこれをうまく逆手にとられちゃう、力の強いほうに逆手に取られちゃう気がしないでもないんですけども、なんか、シンプルに環境を守るってのがすっと落ちる気がするんですけどね。僕自身の中では。

玉城デニー：

玉城です。今の新崎さんの意見にもほぼ賛成って言うか、同じような事なんですが、宗前さんがおっしゃるように基本条例の中では一つの理念をうたいそして要綱の中ではっきりその政策として条例化し、それを実行していく執行していくといった形と考えると、今新崎さんがおっしゃったみたいに　逆の意味として捉えかねない条文を作るよりも明確に私たちは環境全てに対してそれを守り、次世代へつながる責任を有するみたいなところではっきり環境を守る事の責任と、次の政策まで考える責任があると、次も責任を持たないといけないんだよということでの条文にして、環境を守るために埋め立てをするんだとか、環境を作るために埋め立てをするんだというふうに逆説としてとらえさせない為のクサビを打っておく必要があるんだと思います。

宗前清貞：

二項目にするといいかもしれませんね。①番はこのままでいいんじゃないですかね、②、③、④、⑤、⑥は、要は行政の責任ですね。①番が「私たちは」の主語で、②以下は全部「行政は～」という形にして、その中に、「行政は前項で規定した環境の実現を図るために住民の意向を最大限尊重し、具体化するための仕組みを作っていく」といった内容の表現を入れ込んでいく。要は行政は仕組みを作る、行政は住民の意向を代弁する、そして、行政は調整を行う。分かりやすくやっていくために、情報公開もせねばならならないし、人の意見も聞かねばならないね、ということを義務として課しておく。１番はその地域に住んでいる人全体の義務と権利であるというふうにする。そうすると、「住民は～」規定と「行政は」」規定に分けていけます。まとめるとしたらそんな感じでどうでしょう。

玉城デニー：

前文にその理念として織り込んで、環境権の中でその理念を踏襲しているという形で条文にするのがいいかと考えているのですが。

宗前清貞：

そしたらさらにもう一項目になっちゃいますね。住民にも責務があり、行政にも責務があるよ、以上っていう。

玉城デニー：

前文を作らないんでしたっけ？では後文に入れるということでも良いですが。

宗前清貞：

それ（前文を作らず後文にする）はみんなの意見を聞かないと。僕の着想に過ぎないレベルですから（笑）。

島袋純：

今言った、宗前さんの２つの条文にするっていう、この１はそのまま生かして、２，３，４，５，６をまとめると、「行政は」を主語にして、一つそういう文章をつくる。一つは、「沖縄の自然は人類の共通の価値であり、遺産であるで我々はこれを守っていかなければならない」という文章ですね。この３つだけでいいのではないですか。それともう一つごみを減らさないといけないっていうのは、地球環境への負荷を考えないといけないぐらいで１番目に入れられないこともないですけど。

佐藤学：

別にごみにこだわって、ごり押ししているのではないんですけど、環境を守って次世代へつなげるっていった形だけだと、自分の生活とはあまり関係の無いことだと受け止められるのではないか。誰かのやる事を反対して止めさせればいいのではない、ということを言うために、それを何とか訴えかけたいということです。その目的には、ごみが格好であるとおもったんです。地球環境を守る、そして次世代に環境・景観を受け継ぐってことそれ自体には、全然異論はないんです。、ただそれを、お題目としてじゃなくて、自分の生活をちょっとづつでも変えていかないとどうにもならないっていうことを、分かるように、心に届くように訴えかける方法はないかなと考えたのです。別にゴミじゃなくたって構わないし、なんだっていいんだけども、それを沖縄の自治基本条例だから、具体的に何か一つ、くいこむような、心に痛いようなことを入れてみたらどうかなという提案なんです。

島袋純：

とてもいいアイディアだと思いますね。実を言うと竹富町の西表島に去年ゴミ調査に行きました。西表島は人口４千人弱の竹富町最大の島です。それで町のゴミの予算が２千万もいかないと聞きました。確か人口が同程度のニセコでも２億円、１０倍以上違うですけれども、ではどうやってゴミを処理しているかというと、結局、リサイクルできる瓶などをのぞいて、部落の裏山に全部分別もせずにすべて捨てているんですよね。ただ単にそのゴミ捨て場となっている裏山に捨てているだけです。ここはゴミ捨て場って決めて。それで、もうゴミの分別なんか気にしている様子もほとんどないわけです。隣の島で石垣島のスーパーで買ってきたプラスチックパックをそのまま裏山に捨ててたまに土をかぶせる。それで西表でどういうことが起こるかというと、天然記念物のイリオモテヤマネコが結局そういった生ゴミとかいろんな有害物質、ダイオキシンなど食べてそれで死んでいっているわけですよ。ねこエイズとい

うのが流行っているらしいですね、それでほとんどイリオモテヤマネコも滅亡の危機にあるのですが、イリオモテヤマネコはもしかしたら世界、人類の遺産かもしれない、にも関わらず、ゴミがこういう処理形態でお役所がほとんどやらない、自治会に任せている、部落会に任せている状況です。部落会は皆さんこっちにちゃんと捨てましょうぐらいしか言えないですよね。

それでいて、ほんとに環境への負荷に対する危機感がほとんど無いわけですよ。台風が来たらいろんなものは川から海に流されて、海もきれいに洗われて大丈夫だよと話しているのを聞きました。実をいうと西表だけじゃなくて沖縄の離島はほとんどすべてそうですよね。

日本の法律上、人口数百人、千人という小さな離島であっても、小さなゴミ焼却炉造れないわけですよね。ダイオキシンが発生しないために大きいのしか造れないし、それから大きい島へ移送するにしても輸送経費の問題、島の中に埋め立て最終処分場の埋め立て地さえ造れません。弱小離島自治体で費用負担できないという面もあります。お金がないのでしかたがないということもあるのですが、まず、ゴミに対して環境への負荷となるという発想というか、これをどうにかしないといけないという価値観をまち全体として共有されていないようです。それよりもまずの２０億のハコモノ事業とか大きな公共事業が大切という話です。

ですから、そういった危機意識をこう喚起してゴミ問題に取り組ませるような言葉っていうのはもう、「住民ゴミ捨てるな」と書くような、それほど挑発的なことを書かないとできないなというのは確かにつくづく感じます。

宗前清貞：

僕はね、住民の義務・責務があるのはわかっているけれどもそれを明言するのにちょっとためらいを感じたのは、最近、規制緩和というか受益者負担主義がどんどん行政の中で貫徹されていく中で、行政の責任をほったらかして住民への負担を求めるっていう流れがほの見えるんで、若干抵抗感があるんですよ、正直に言うと。

じゃ、こういう書き方はどうですかね？ちょっとまどろっこしい言い方ですが「(他者が) それを享受する権利を守る義務がある」つまり他の人が自分と同じように環境権を享受する権利があるわけで、それを破ってはいけないんだと。つまり、環境権とは他者に対する一種の思いやりであり、共同体意識を再考するために、ゴミを捨てちゃいけないし、勝手に野焼きしちゃいけないし、車を捨てちゃいけないんだよということですね。これはだから、行政に対する義務だ、とか、見つかると罰金だからしちゃいけない、ではなくて他者への思いとして環境権というのはあって、他者がよい環境を享受する権利を侵害してはいけないんだというロジックにするとどうでしょうね。それにさらに「次世代」を入れてみる、現世代と次世代。例えば、地球環境というような話題では、総論としては「いいね、俺は知らないけど」みたいに、何か遠いものとして受け止めてしまい、自分は別に加害者じゃないっていう意識になっちゃうのが怖いんですよね。佐藤さんがゴミ、ゴミっていうのはまさにそれが生活に密着した問題で、本当に君は加害者なんだよ、ということがハッキリするからだと思うし、僕もゴミ問題が好きなのは、加害と被害の関係っていうのが分かりやすくて、なおかつひとりの人間の中で同居しているところがおもしろいからなんですよ。ゴミの問題からスタートして、景観もそうだし、地球環境もそうだしあらゆる領域に関して我々は加害者であって被害者である、短期的に効果が出るゴミのような問題と非常に長い時間がかかる地球環境のような問題（景観もそう）と、両方あるとは思いますけれども、他者の権利を侵害してはいけないという意味で責務を負うというのはどうでしょう。でも、ちょっとレトリックっぽい

かな。

玉城デニー：

この間、宇井先生の「環境についてもうちょっと一言」という講演の中で、「沖縄の人は今までチリって呼んできたから、チリって言うのは宇宙のチリみたいに目に見えないものを表すから『これはチリだから捨てなさい』と、捨ててしまえばいつか土に帰るということをずっと続けてきている」という内容の話しを聴きました。しかし、この際この環境権の中の条文の中で「目に見える不要物はゴミ」と呼び、その「ゴミを片づける責任と行政がきちんと片づけているかを見届ける責任とか、「ゴミをチリと呼んじゃいけない」という言葉を入れるなど。そうするとウチナーンチュとしてはとってもわかりやすいと思うんですよ。「あっそうか、チリじゃなくてゴミなんだ」って。ゴミは不要物なんだって。育てられてきた考え方そのものを変える言葉も入れないといけないんじゃないかなという気がするんですね。その中に地球環境っていう条文があれば「ゴミ問題はでーじなくとうやっさー」ということを考えられるのかなって気がするんです。これは冗談ですが、そういうわかりやすい言葉を入れるということもまたひとつの環境権についてみんなが、子供も中学生もおじー、おばーもわかるという言葉をあえて使う必要も出てくるかも知れませんね。

屋良朝博：

議論の中で、「住民への説明」という項目が気になっているのですが、たとえばゴミの減量だとか、情報を行政が積極的に提供し、警鐘を鳴らしておくということも必要だと思います。住民を主語にしてゴミを減らさないといけないと規定することにはどうも違和感があります。行政はそのゴミ問題で、日常的に恒常的に情報提供しないといけない、という規定も必要ではないでしょうか。

島袋純：

議論の方向性としては、１を取りあえず残して２、３、４、５、６は「行政」というのを主語にして「行政は住民の意見を尊重し、住民と協働して環境を保全していく仕組みをつくりだしていかなければならない」、こういった言葉でまとめるといった意見でしたよね。それで、問題は要するに地球環境的な部分を前段に置くか、あるいは、ゴミというもっと具体的な言葉を使った文章を前段なり、１番の中に組み込んでいくか、そういう話ですよね。

それで、基本的には今のところ「ゴミ」という言葉をどうにか使った文章をこっちの方に入れておくことが優先でないかということですね。それで、地球環境とかその他どこかに入れておけばいいんですけど、「ゴミ」を具体的に今いったように加害者であり被害者であり責任を持たなければいけないというのを強調した具体的な文章を我々で開発して、１の前段に置くという方向でいいのではないですか。

中嶋栄子：

あの、先ほどデニーさんがおっしゃった「目に見えるチリをゴミと呼ぶ」っていうことを一番最初にもってくるといいなあと私は思ったんですが。まじめに。

玉城デニー：

対策と未来への方策という項目がありませんね。

屋良朝博：

果たして、サランラップのない、また、発砲スチロール製の皿のない食品が買えるでしょうか。住民だけの努力じゃどうしようもならないシステム的な問題もあるという気がします。住民だけの責務規定にしてもいいのでしょうか。

佐藤学：

まったくその通りで、住民が全面的にできることじゃないし、そういうシステムになっているのも確かな話で、その通りだと思う。反面、だからといって、私たち個人には責任はない、とは絶対に言えないと。たとえば、発砲スチロール包装で売る側の問題を考えると、こうしたほうが売れるからだと言い出すじゃないですか。消費者が手を汚したがらないから、こうして売るのだ、とかね。きれいに見えた方がいいとか、こうすると売れるからやってるんだという理屈が出てきます。あるいは流通の時の値段を下げて商品管理の時のコストを下げるためには、こうしたほうがいいんだ、そうしないと住民は買わないでしょうとかいうじゃないですか。結局、周り回ってそれを選ぶ消費者の責任だという理屈になるんだと。議論をそこまでするつもりはないんですけど、できることはした方が良いに決まっている。たとえば分別収集に関していろいろ疑問が私たちの勉強会の中でも出たりしたのは確かです。それにしても、その辺にほっぽらかすとか、何でもかんでも出しちゃうっていうのはやっぱりいけないはずです。というのは、やっぱり住民に返ってくるわけですから。住民に全部出来ることではないのは当然として、その中で我々がやらなきゃいけないこともあるんじゃないかというぐらいのつもりです。

玉城デニー：

ゴミということ、ゴミを減らさないといけないということになっているんですけど、いわゆるゴミ問題を考えるときにリユース、リフューズ、リサイクルとかそういう循環型の環境をつくっていかないといけないということも言われていますよね。だからそのことについてこの環境権の中で入れなくてもいいのかなと思いますが、そういう言葉自体については、必要かな、必要ないのかなということもちょっと考えたいですね。

中嶋栄子：

その循環型になると主語は、こちらになりますか、それともこちらになりますか。

玉城デニー：

いわゆるゴミを出す側と処分する側、それからプラスチックトレーやサランラップの話が出ているように企業が努力をする責務に関してもリサイクルできるもの、そのまま土に溶けていける構成物のようなものなどそれぞれ私たちも行政も事業主体もゴミ問題に対してリサイクルをする、あるいは再生するとか再利用するなど、キチッとその責任を取るような文言ですね、それは共通して必要だと思います。

仲宗根政勝：

今、デニーさんがおっしゃった話で、いろんな仕組み作りの話があったんですけれ ども、６番のですね環境調整機能を果たさなければならないというところですね、ここ実は主体をケースバイケースでほかしてあるんですけど、先ほど民対民の話もあり 対行政の話もありいろんなケースが想定されるもの

ですから、あえて主語を置かないで環境調整機能を果たさなければならないというふうにうたってあるんですよ。です から、その部分で包含されてしまうのではないかと思うんですけど。

中嶋栄子：

住民、事業体、行政は相互に協力しあい、生活や産業のゴミのリサイクルや資源化を進め、環境の負担とならないよう最大限の努力をしなければならない。

島袋純：

ゴミをどう扱うかって言うときに、さっき言ったように実際には商品はすべて過剰パッケージで、しかしもう、それを買わないといけない、買わざるを得ないということがあるんですが、基本的に自治の哲学としては、リサイクルあるいは資源化っていうのを押し進める。それから環境に負担をかけない。そんな哲学の部分が入っていてそれを義務化する、努力義務を明確に打ち出すということ、ゴミをどう取り扱うという基本的な理念を入れるというところですね。

屋良朝博：

米軍は日本より環境基準を高く設定しているんだって主張します。それで、彼らの主張の中でちょっと腹立つのが「北部訓練場見てご覧なさい」と言うんですよね、「非常にきれいでしょう」というんですよ。そういう彼らの主張があってその２番の規定をどのように具体化させていくのかが課題だと思います。

宗前清貞：

基本条例の中ではもともとはもっと曖昧な言葉を使っていて、環境政策というのは地域の政策であるみたいな書き方をしてたんですよ。したがって、そこから地域の政策である以上、地域の政策の主体であるところの地方政府、つまり地方自治体ですね、地方自治体はこういうものを立案し、実施する責任と義務と権利が当然ある、と。では、具体的に沖縄の状況ではどうなのかといえば、やっぱり、基地がネックだと。ところで問題は、彼らは当然「いや、やっていますよ」と言うだろう。新聞記者たちがスクープしてくれたおかげで、ようやくそんなことでもないという話を漏れ聞く訳なんですが、現実問題としてやっぱり向こうは「ちゃんとやっているよ」と言って、しかしこちら側は立ち入って検査をする権利がないわけですよね。そこで、絵に描いた餅になりかねないんだけれども、基本条例の中でやっぱり、それを規定しておく。現実問題としてはどういう現実的な仕組みによって監査権というか、実際どうなっているのかっていうのをチェックするかっていうのは条文中には書ききれないかなという悲観的な気持ちはあるのですが、しかし、あくまで権利はあることを明示すべきでないだろうか。少なくとも僕たちはあると思ってるのだ、という宣言としては存在させなくてはいけないですよね。つまり、地方自治体は環境に関する一貫した権利を持っているし、権限を持っているし、したがって県なり、国なりは物理的な地域の環境保全に対してはその権限を認めるし、側面支援しなくちゃいけない。そうすると、では個別具体的の基地内ケースに関しては国対国ということになってくるのかな、という気はするんですけど、まあ、しかし、その規定を置くことによって、自治体は県に、県は国に対してこれは権利・権限なんだから具現化するだけの努力を外交でやって下さいと要求する法源になるような気はしているん

です。僕らはそういうつもりで書いてみました。

島袋純：

これは伊波さんからの情報ですけども、この前の審議項目での話によると、県の環境条例に関してはその事業体ってことの中に米軍を入れているということです。県の環境条例では、県による米軍基地への立ち入り調査権はあるというようにすでに議会で合意して条例はそう解釈するということになっているらしいです。それでですね、おそらく文言はですね、法令に基づいて環境を保護する義務があり、県は、県内の個人あるいは事業体すべての事業所に法令に基づいて、立ち入り調査を行う権利を有するというような、そういうふうに書いてあるそうです。私は実際条文を見たこと無いので確認できないのですが、県議の伊波さんは、事業所あるいは事業体という中に米軍を入れ込むことによって県では県の環境条例の中に米軍の立ち入り調査権を入れていると、断言していました。

島袋純：

三つの言葉で置き換えるということで、３番目は特に行政を中心としつつ、住民尊重とそれから仕組み、事業所あるいは事業体という言葉で米軍を入れていくような文言を考えてみます。
次は、抵抗権に関してですが、ファシリテーターはどなたですか。では、新崎さんお願いします。

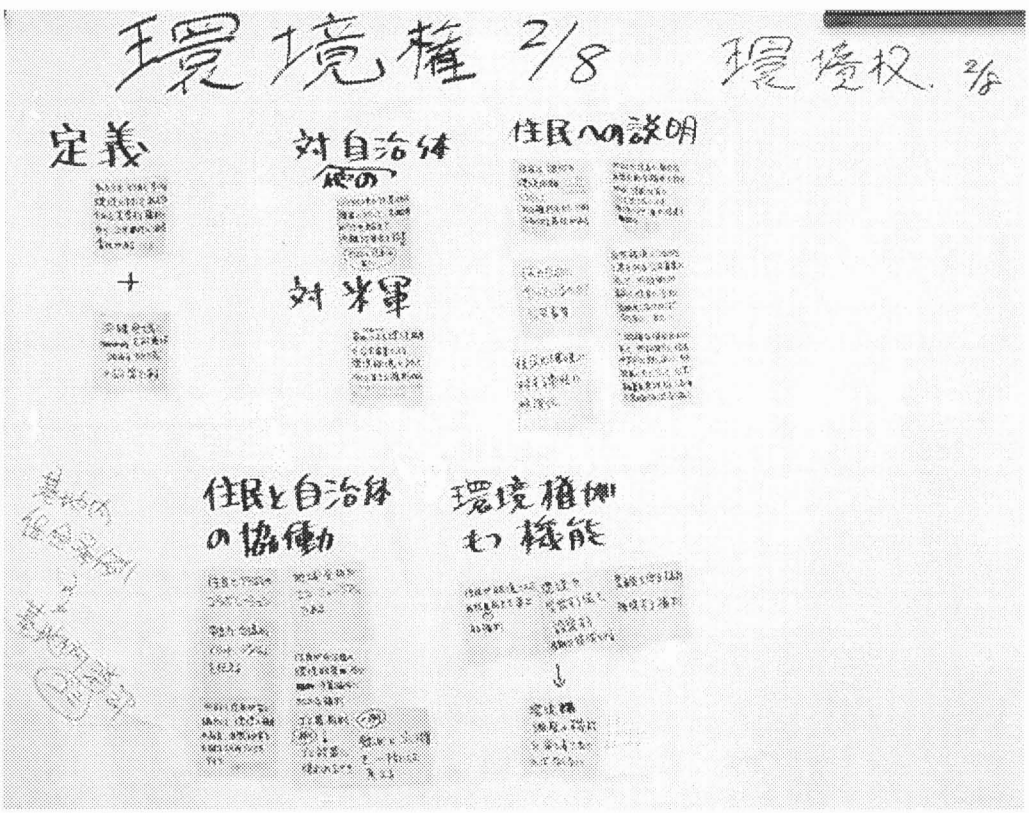

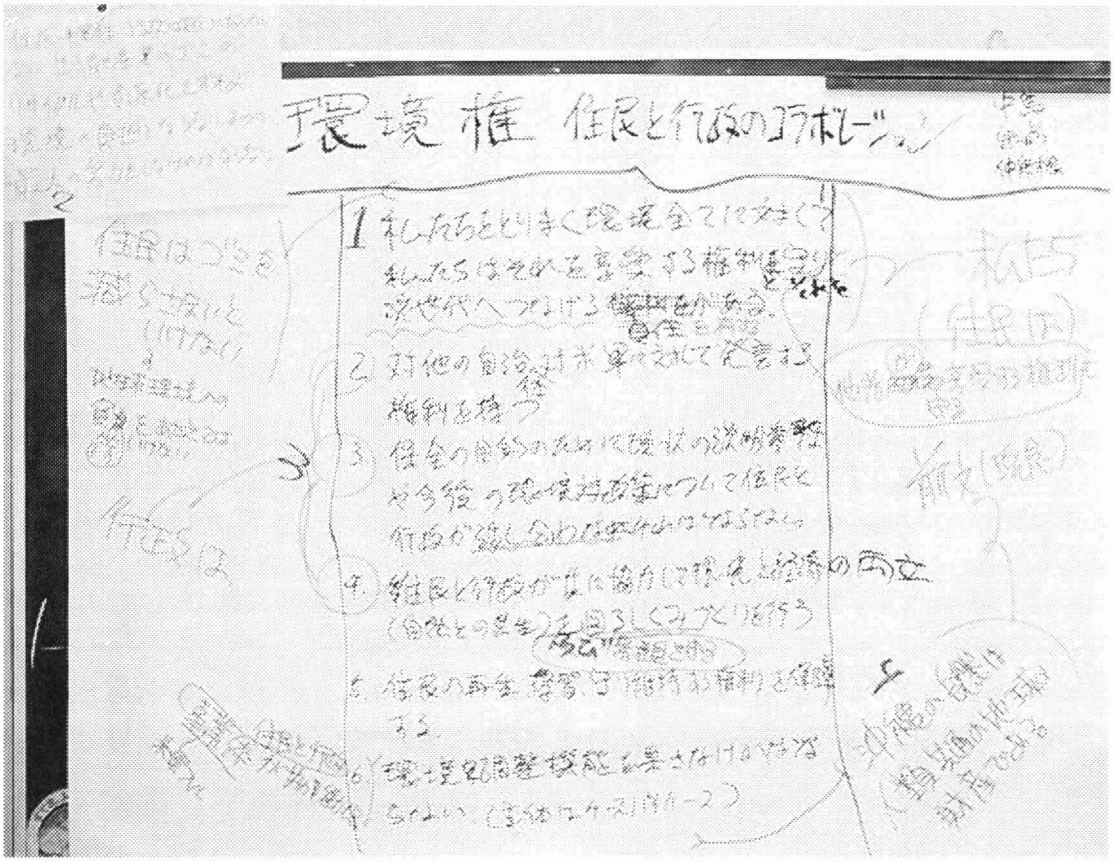

③ 抵抗権

新崎盛幸：(報告)

抵抗権なんですけども、実際普段余り聞き慣れない言葉というか、概念というかそういった意味で、ちょっとどういうふうに切り込んでいいのかわからなかった部分があったのは確かです。よくテキストなんかで抵抗権ていうのが出てくると、市民革命の時代ですか、その時代に市民の自然権を政府とかが侵す場合には変えちゃう権利というか革命権まで含まれますかね。まあ、そういった権利なもんで、自治基本条例の中で、どのような形で位置づけたらいいのかなあっていうのが正直ちょっよ迷った部分もあるんですけれども、もうひとつですね、実際に今の制度の中で、リコールとかも直接請求とかあと住民の参政権等はですね、要するに抵抗権が潜在的に内在しているんじゃないかという話があったんですよ、実のところ。僕はそう思ってました、だけど、実際そういった現在のシステムのうえでなかなか住民の声が届かないとかそういった現状はどうなんだっていうふうなところから見た場合には、やっぱり、この抵抗権もやっぱりちょっとうたっておくべきだろうということで、それから議論を始めました。いろんな意見を出してもらったんですけども、誰が誰に対して抵抗するのかって言う話に尽きたんですよ、実のところ。そして、まず考えられたのが、住民が自治体に対する抵抗権、これはどういうことかというと、たとえば自治体によって、住民の基本的人権などが侵された場合、脅かされた場合に住民が自治

体に対して、圧政を拒否すると、まあ、そういった意味合いで住民が自治体に対する抵抗権。それから次は国に対する抵抗権というものがあるんですけれども、これは住民が直接国に対してというよりも自治体がですね、住民の総意ようするに国の政策で住民の基本的人権が脅かされる場合に、自治体が今度は住民の声を代弁というか代表して、自治体が国に対して国の政策を拒否する。というのが国に対しての抵抗権ということで、あとは、企業に対して、たとえば採石場とか企業の事業に伴って周辺の住民が公害とかいろんなことで基本的人権が、環境権を脅かされることに対して、住民が企業に対して、抵抗権を発すると。あとは、沖縄にとっては避けて通れないんですけども先ほどから出ましたけれども、米軍基地の周辺住民に対する人権の侵害などが出た場合には某軍基地、アメリカ国に対して抵抗権を持つと、まあ、外国に対してですね。基本的な考え方としては、「抵抗権とは自由権と人権の保障」とか「抵抗権は自治権の根本である」といった基本的な考えが出てましたけれども、住民が自治体に対して、自治体が国に対してあるいは住民が企業に対して、住民が外国に対して、自分たちの人権などが脅かされたときに抵抗するというのをどうしようかというふうにまとめたのがハートマークで心って書いてありますけれども中心となるのは、何人も住民の基本的な人権を侵すことは出来ないんだと、その恐れがある場合には住民は何人に対しても抵抗権を持つ、と。この一文だけをまとめてみました。その中には先ほど言ったすべてのものに対して自治体に対して、国に対して、外国に対して、企業に対して、つまり、何人に対してもという風な概念が入っています。抵抗権についてはシンプルな一文だけでまとめてみました。とりあえず、何か補足はございませんか、以上です。

宗前清貞：

宗前ですが、「何人も住民の～」という文章に表現されている事は、今日の法的な人権観から言うと余りにも当たり前な事で、しかし現実問題としてはそれが実現されていないから、あえて明文化しているのだと思いますが、憲法上明らかに認められていて、日本国の憲法にも書いてある事を基本条例の中にあえて入れていく、しかも文言がほとんど変わっていないということの意味は何でしょう。

佐藤学：

抵抗権っていうのは「そもそも論」から始まって長くなっちゃうんですけど、圧制に対して抵抗するという図式は分かりやすいんですけれど、自治基本条例で想定するのは直接はそうした状況ではないのではないか。私が例えば最初に書いたものは、意に添わない決定に対しては、ということを書いたんですけど、ではそうするといわゆるわがままとどう違うのかという話になってしまう。意に添わない、あるいは意思に反した決定をされたときに抵抗する、その根拠は何なのか、どういうときにその抵抗権を発動できるのか、機能するべきなのか、ということを突き詰めて考えると、基本的人権という枠しかないじゃないかという話になった。ですから、基本的人権と現実問題の間には大きなずれがあるのだけれど、どこまで大きかったら抵抗権を行使すべきなのかという問題が良く分からない。そのために、安全なところに結論がいってしまったという事情がありました。もう一つは抵抗権は、制度的には選挙で直接投票があって保障されているというのが教科書的な話じゃないですか。では、それ以上には何かというと、実力行使か、石投げて棒もって火つけるとかいうことになるでしょう。

そういう自治基本条例には出来ないじゃないですか。だから、敢えて抵抗権を出すっていうところをどういう風に位置付けるかというのが最初にむずかしかったのです。

権利を侵されるものが抵抗することに対して、あるいは自分の権利を侵されるような政策に対して反

論するときに、選挙で選ばれた日本国政府、沖縄県政ならば、そこで抵抗権の根拠はないじゃないかといわれたときに、じゃどうするんだという議論をずっと延々してたんです。それで、難しいなって話になって、何人（なんぴと）であるとか、基本的人権であるとかという言葉は非常にあいまいであるが、しかし、なんかの形で反撃や抵抗する根拠となることは分かる。それで、こういうとこに落ち着いた、という議論の道筋だったわけなんです。

島袋純：

この後所要があり中座しなければならないので先に一言発言しておきます。どうして抵抗権をここに置いたかというと、まず、最初にこれは仲地博先生から問題提起がありました。抵抗権を検討対象にしてはと提案されたのは、仲地先生が起草に関わった沖縄自治憲章、玉野井芳郎憲章に書いてあったところからです。玉野井憲章は、住民が自治体、あるいは政府に対し抵抗する権利を持つ、自治体が中央政府に対して抵抗する権利を持つ、この２つの構造です。私としては、特に沖縄の自治体が住民の基本的人権を守るために中央政府に抵抗するって言うのは実際に例の代理署名拒否、いわゆる機関委任事務訴訟でも明らかになったように、それを置くことによって実践的な価値があるだろうという気がしています。

基本的に原理原則的に考えると、抵抗権っていうのは先ほどちょっと説明がありましたように圧政に対する実力行使を伴う抵抗のことです。今でいうと実力をしなくても公的手段に訴える、様々な合法的手段があるのですが、とにかく圧政に対して抵抗する権利が、実をいうと何のための、何を引き出すか、というと、革命権です。抵抗権があってはじめて革命を起こす権利がある。革命とは何かというと、政府を転覆する、作り変えることです。では、政府を転覆する革命を起こす、権利があるってことがなにを意味するかというと、政府形成権力のことだと思います。政府を作り出す力が国民にあると、それで、政府形成権力は何によって証明されるというと、憲法だと思います。具体的には。それで、沖縄の地方自治体の憲法として、自治基本条例にこのことをおくことによって住民に政府形成権力があり、それから政府形成権力に基づいて作られたのが今の自治体であるというように論理付けたいわけです。
それで自治体は住民の権利を守るために作られたものなので、抵抗して住民を守るために自治体にも抵抗する権利があると、そういう構えですね、そのために自治基本条例の中に抵抗権を置いておいたほうがより沖縄の側の闘う自治体として、基本的な人権を守るためには自治基本条例の地位を高めるためには重要ではないかなと、私は解釈して、玉野井芳郎憲章の読み込みの仕方ですが、抵抗権というのを位置付けたらいいのではないかなと思っています。

宗前清貞：

そうだったら確かに、憲法に書いてある自治体の位置付けは「地方公共団体」になっているから、憲法と違った、あるいは憲法の精神をもっとその自治の側に引っ張ってきた読みとして、という意味でこういう規定を持った条例をおくこと自体には反対しないけれども、抵抗権っていう形で自治権を裏側から保障するのが目的なら、むしろ最初から、自治体とは住民由来なんだという規定を前文なり総則の部分に置くほうがよりストレートじゃないですかね。

抵抗権はあくまで抵抗するための権利で、だけど抵抗権はどこからくるかと考えていくと、権力の源泉は住民にあって、住民は政府を作れるんだということにはなるだろうけれども、抵抗権を抵抗権のまま置く意味は、それは沖縄独立論っていうことと相当密接な関係を持っているんじゃないか、そう読ん

だほうが僕は自然だと思う。僕は同書をちゃんと読んだことがないのでなんとも言えませんが、時代背景から考えれば、おそらくそこらへんにその彼らのキーがありそうで、しかし別に僕らはいま独立を志向するわけではなくて、しかるべき政策を自治体が作っていって住民と幸せに暮らしていきましょう、というところに基本条例の価値はあるように思います。そうすると、抵抗権によって側面から実現する、あるいは訴えるんじゃなくて、もともと自治体は住民が作ったんだと一言置けばそれで済むと言った印象を受けるんですよ。抵抗権を置かなくちゃいけないっていうことがあるから、無理が生じているような気がしないでもないんですけども、やっぱどうしても抵抗権を置かなければいけないことの意味がわからない、つまり、置かなくちゃいけないからこういう表現になるんだとすると、この表現は結局憲法上の繰り返しに過ぎない、それに何の意味があるんだと問われて初めて、「こういう意味があってねらいがあるんです」という説明が必要な発想だとすると、ちょっと遠回りではないんでしょうかね、

島袋純：

これはですね、去年の２月の段階で強力に主張されてですね、玉野井憲章の中でですね、ま、玉野井自治憲章ていうのは基本的にどのレベルを想定しているのかよく分からないんですけれども、おそらく県レベルの条例にはそういうことであれば条例なり条文が付きますよね、ただわれわれが現在追従しているのは市町村レベルって言うことを念頭においてありますんで、市町村が独立する権利っていうのを想定している、主権的国家の制度をその形成する能力があるのを想定していないんで、どういう風に積極的に抵抗権を自治基本条例の中で、沖縄の特色、独特の、他のところではありえないような発想のしかたなんですよ。抵抗権を置こうという発想自体。だからこれをいかに有意義に置くか、あるいは先生が承認してくれるか分からないけど削除するか

佐藤学：

さっきの独立の話と言うのは、結局どこまで、どうやって抵抗するかという話になると思います。日本の政府が決めたことで、沖縄がうんと不利益になる状態で、なおかつ沖縄も参加しての国勢選挙で選ばれた日本の政府が決めたことなんだから、呑むのが筋だといわれたときに、じゃあどうするのか。日本をやめてしまう、という選択肢をここで謳うことは考えたんだけど、それはやっぱり言えんかなと思って。最終的に抵抗権を保障するものとして、日本を止めてしまうと。論理的にはそういう帰結になるでしょう。石投げて火つけてひっくり返すか、あるいは、やめてしまうか、どっちかしかないじゃないですか。選挙を通じた変更以外、こういった抵抗権を保障するという方策がないとすると、これは自治基本条例にはなじまないでしょう。そのために、あえて考えなかったのです。そもそも仲地先生がこれを入れられた気持ちは、自分としては分かるつもりなのですが、これを他の部分と整合するような形でどうやって入れるかが、難しいです。法的に、制度の面でこういうふうに保障しますと言うと、これまで議論してきた議会のあり方だとか、住民投票だとかというとこに組み込まれていかざるを得ないでしょう。そうすると、二度手間になってしまうのではないか。

抵抗権を保障するために、ああいうことする、こういうことすると、いろいろ話が出てきたのですね。しかし、私たちの自治基本条例で議論されてきたことの繰り返しになってしまうと。だから、志というものを本当に言おうとしたら、極端なことを言わざるをえない。それは、基本条例には、どうしてもなじまないだろうと。そうかと言って、日々日常の制度の中で、抵抗権というのをどうやって保障して、実現していくのかというと、それは全て、他の制度で出てきていることだろう。なので、心とか、志と

か、基本的なところに抵抗権があって、その表れの一つが、自治なのである、という結論になりました。抵抗権をはずすことは考えていなかったので、それをなんとかして、他と整合するような形で考えようとしました。憲法の繰り返しになったというのは、こういう事情なのですよ。

新崎盛幸：

抵抗権という言葉自体が、市民革命時に出てきた言葉ですよね。それが、各国で民主的な政府の流れになって、だんだんこれがシステムに組み込まれるようになって、だんだん最近の憲法からなくなっているというふうにテキストで読んだのですが。そういう意味では、さっき言ったように、直接請求権ですとか、選挙権とかにそれが内在されている。割り切って話せば、さっきおっしゃられたように、別に謳わなくてもよろしいのではないですか、とかしかならないと思いますが、
対自治体、対国というのは、わかりやすい図式なのですが、対米軍基地とか、対外国とか、対企業とか、ようするに法でもちょっと救えない、政治的にもちょっと救えない、じゃ住民はどういうふうな声をあげればいいのか。どういう権利を保障する裏づけが、どこにあるのかといった場合に、やはりここで謳うべきだろうという話になったのですよ。

島袋友一：

抵抗権といったら、ちょっと難しそうですが、視点をおろして、住民の立場で見てみたら、例えば、行政の政策に対して、異議があるとか、不服申立てしたいという時に、行政手続法とか条例はあるのですが、この制度が、あまり生きていないので、泣き寝入りしている住民が多いのではないかなと思うんですよ。それをもっと平易に、異議申立てとか、不服申立てができる仕組みをつくるという意味で抵抗権を位置付けたらどうでしょうか。不服申立てのプロセスを簡単にする。努力しているまちだという感じで。住民の立場からの抵抗権といったら、そんな感じではないかと思います。例えば、企業等に不服申立てしたいという時には、自治体が納得でる要件が調ったらサポートするというような方式もあったらいいですね。

佐藤学：

それができるのは、権力があるからである。あるいは、権力の抵抗権を行使できるように、その法律を作らないと・・・(録音されていません)

玉城デニー：

今、島袋さんがおっしゃった抵抗権を、住民による不服申し立てという形でとらえた場合には、それが、自治体に対して、不服申したをする権利、企業に対しても不服申し立てをする権利、でなおかつ自治体に対して、不服申し立てをしたことが、企業への指導ということであれば、自治体が企業への指導する責任というかたちで、それについて、自治体が責任をもって、企業への指導などを、きっちり行う責務を有すると、そういうことになるわけですね。

屋良朝博：

自治基本条例をなぜ策定するのかという命題に立ち返って考えると、行政にたずさわる人が行政にたずさわるのはなぜかということを、自治基本条例で明確にしようという考えだったと覚えているのです

が、それと同じようなレベルで、当たり前のことなのですが、役所で働いている人が住民になぜサービスを提供するのかという原点をはっきり明文化することが必要だと思います。それで抵抗権を住民は持っていますよ、と一つ明記しておけば、住民投票をやるのは、間接民主主義への挑戦だなんていう人に対しても、いやいや住民はちゃんと言える権利があるのですよ、と主張できる。抵抗権を規定する意義はあるのはないでしょうか。

玉城デニー：

じゃ、抵抗権について、いろんな権利があるとした場合「議会はいらないじゃないか」といった話もでたのです。抵抗権というのは、議会でさえ、機能しない問題についてはあるわけです。本当は住民投票をしないといけないにも関らず、住民は抵抗権を持たない以上、議会が決めた以上は、それ以上の異議は出せない。しかし、議会が機能していないと思われることに関して、明らかに住民の半数以上の署名が集まった場合には、抵抗権を行使することができる。「住民投票に付すようにする」という話はでていたのですが、これについては、シンプルな条文で表すことにしたわけです。

佐藤学：

ただし、これでは自治基本条例に抵抗権を入れられた意図とは、違う意味になっていると思うのですね。その辺は、宗前さんに仲地先生を説得してもらうとか。非常に強力なイメージがある言葉で、言うこともよくわかる。先ほどの議論では、水俣の人たちが日本窒素や水俣市と戦うときの、戦う根拠としての抵抗権という言葉とか、そういうことを考えたですね。それももしかしたら、仲地先生がそもそもおっしゃったのとは、イメージが、違うのかもしれないし、ちょっと難しいですね。

屋良朝博：

不服申し立てというのは、抵抗権とニュアンスはないのでしょうか。

佐藤学：

玉野井先生の沖縄自治憲章は、１９８１年です。

屋良朝博：

沖縄の自治を考える場合に、復帰前後から見ると、あまりにも沖縄の地元の意向が、反映されない現状があったと思います。住民が主張する足がかりになれば、抵抗権も有効だと思う。安保の地政学的な優位性とか、アジアの安定のためとか、僕らの生活とはまったくかけ離れたところで、沖縄の運命が決定されているような気がするのです。それに対抗する、対立軸として、一つものを言う権利はありますよ、というふうなことをおいていてもいいのかな、という気がします。

新崎盛幸：

今、大きな話とか、抽象的な話とかに全部流されていく傾向があります。それに対する、なんらかの住民の意志とか、歯止めとか、の宣言を入れると。

佐藤学：

玉野井「沖縄自治憲章」の抵抗権、18 条の文言です。『この憲章によって保証された基本権が、国および自治体の行為によって侵害されたときは、住民は、これに対し抵抗する権利を有する。自治体の自治権が国の行為によって侵害された場合は、自治体は、これに対し、抵抗する権利を有する。』基本権、憲章によって保障された基本権が侵害されたとき、あるいは自治体の自治権が国の行為によって侵害されたとき、といった条件の下での抵抗権ということです。

玉城デニー：

例えば、住民が、事業体によって基本的な生活の権利を脅かす恐れが出た場合というのも考えられるわけですよね。企業に対してということでは。それでは、外国に対してということについては、沖縄で作る場合の抵抗権に関しては、沖縄の、外国に対して、不服申し立てということではないのですが、彼等にも、責任を取らせるための抵抗権であるということで、環境権とか、平和的生存権などについて、補う形での抵抗権というものも、しっかりと明文化しておくべきであるという、意見がでていました。

宗前清貞：

もともと抵抗権は、抵抗する権利として認められたものとして理解するよりも、実際には、圧政があって耐えられなければ、人は暴れてしまう。認められようが認められまいが、事実として反乱するわけですよね。そうではなくて、抵抗することが正当なことであると保証することによって、抵抗の対象となり得る人々は、その当事者の意見を本当は聞かなければならないのだ、ということの言い換えだなあと。屋良さんの先ほどの指摘を聞いて思ったことは、玉野井憲章の中の抵抗「先」は、それはやはりニッポンなんでしょうね。国政に対して、沖縄は物を言えるということですよ。文章の形で表す、「言うこと聞いてくれないのだったら、暴れちゃうよ」ということになるし、暴れてもいい、と保障されているのだから、したがって、国は、沖縄の言うことを聞かないといけないよ、となるのだと思うのですね。もし、そういうふうに考えるのだったら、僕は抵抗権を残すことに、そんなに違和感はないのですよ。

その規定の意義について、基本的人権ということ以上に、まちづくりとか基本条例の中で考えていくと、沖縄は、沖縄の固有の政策をつくる権利が本当はあるハズだ、だけれども、それを侵害されたときには、抵抗することができる、という文言によって、開発庁あるいは内閣、米軍、冷戦構造といったより大きな枠組みいえども、沖縄が地域として幸福に開発して発展していく権利を侵害することは、どうしてもできないのだ、となりますね。どうしても、それと抵触するようなことを実行したいのなら、ちゃんと現地のいうこと聞かないといけないよという主旨で、置くことはできるかもしれませんね。

それは、おそらくは、無軌道なリゾートの開発ということでも抵抗権は向かうでしょう。かつてしたように気ままに開発しておいて赤土が流出しまくる状況はほったらかしといったことは許されない。それは、経済原則の流れでおいてもゆるされないよ、という流れでおいたら、そんなに不都合はないかなと思っています。別にこの規定は、未来永劫に有効な条例ではないので、状況が変われば、20 年後にはまた変わるという状況があってもよいと思うのですよ。僕は、そんなイメージで考えています。

もうちょっと、余分なイメージを付け足しますが、このことは僕自身の自治体観ということと相当関係してくるのことですけれども、あまり、こう政策とか条例に目玉をおくということには、それほど共感しない部分があって、なぜかというと日々の自治体の仕事というのは、ものすごく地味だと思うのですね。あまり目立たないし、だけれども、個別の問題があって、その問題をどうしても解いていくのだ、

と決断したときに、それを結果的に、世間は先進事例とよんでいるのかなあと考えているのです。抵抗権という定義は、いかにも沖縄独自で、新しいし、基本条例としては珍しいでしょう、というのは分からないでもないのですが、それほど、僕は共感していないということですね。ただ、これは、みんなが決めることなので、場を借りて僕の印象を言いました。

仲宗根政勝：

皆さん、いろいろな議論があるのですが、この条文を見ていると、抽象的な表現をするということであれば「何人も私たちの」という表現にして、「基本的人権の」という部分もですね、基本的人権ということにとらわれずに「個々人が有する全ての権利]というふうな、そんな感じの言い回しにして、それを侵害されることはないと。それで「私たち」という表現の中には、自治体も含まれるというようなことでよいの ではないかなという気がしました。

それと抵抗権を持つというよりも、抵抗する権利を行使することができるとか、積極的に行動に移すことができるというふうな、ちょっと前向きな文言でもっていったら、どうかなと思います。

佐藤学：

さっき宗前さんが言った話に関連するのですが、抵抗する権利があるというのはどうなのか。権利があろうとなかろうと、抵抗しちゃうという方が、自然な感じですよね。なんか、何か、暴れる権利があるというように捉えられるのではないですか？だから、その辺に、言葉の収まりや、考え方のおさまり方がうまくいかない理由があるのかなあと今思ったのですが。だから、そんなもの権利がなくたって反対の声を上げるわけです。だとすると、具体的に抵抗権があるということは、どういうことなんだろう。

新崎盛幸：

僕が、これを書いたときは、「拒否する権利がある」としたのですよ。圧政がされた場合には、それをやらないと。拒否すると。

玉城デニー：

抵抗権があるということは、抵抗権そのものを使うことができるということですか、それとも抵抗することができるということですか。

仲宗根政勝：

抵抗する権利を行使することができるというような表現というのは、抵抗にもいろいろな形態があって、拒否する権利もあるし、あるいは、まったくそれを無視する、従わない不服従ということも含めて、いろいろなバリエーションがあると思うんですよ。ようするに、ただ単に声を上げるだけが、抵抗する権利ではなくて、上から何か圧政で押し付けられたときに、これをやらないという逆の意味の抵抗といいますか、そういうのもありうると思いますが。

玉城デニー：

拒否権でもないのですね。先ほどのお 2 人の意見を入れてみると、「何人も私たちの基本的な人権および平穏な生活を犯すことは、できない。」「平穏な生活を犯すことはできない。「何人も、私たちの基本

的な人権や平和的な生活を犯すことはできない」ということは、抵抗する人々の意見をしっかり聞かなければいけないということですね。大変なことになるまえに、これを実行、確認しなくてはならないということをこの文章に加えて入れるということですね。

宗前清貞：

僕は法律がまったく分からないので、強いて言うとこんな感じでしょうか、皆さんのお知恵を拝借したいのですが、「基本的人権に基づいて、まちづくりをしていく権利と権限は、かくかくしかじかのものであり、これを侵すことは、何人もできない」

僕は、これだけで十分抵抗権を表現していることになると思うのですよ。もう一歩、踏み込んでいうならば、「これに反した法例には、従う義務がない」と書くとかね。ちょっと、そこらへんは、法律学者に聞いてみないと、なんとも言えませんが、言いたいことは、要するに抵抗する権利があるという以上に、無理なことに従う権利がない。つまり、抵抗をすることに主眼がおかれているのではなくて、無理をきく必要はないのだ、それは地域の人が決めることであって、国益に一義的に従うことではないのだ、ということに、意味があるのではないでしょうか。

佐藤学：

「まちづくり」を「自治」にかえるというのは、どうですか。そのほうが、広いのではないでしょうか。そうすれば、今言っていた話が入るのではないかと思います。

それで、「さもなくば」を入れると、納まりがつかなくなってしまう。もしも、それが選ばれた場合には、うまくいかなくなると思いますので、それで名案だと思います。

新崎盛幸：

そうですね、この後に、こういうものを入れると。入れるにしても、こういうニュアンスのことですよね。

屋良朝博：

不服申し立てというのは、抵抗権とニュアンスはないのでしょうか。

佐藤学：

不服申し立てというのは、広いのではないか、一般的すぎるのではないか、という気がしますがどうでしょうか。

新崎盛幸：

抵抗権といいますと、不服申し立ての次元を超えた話だと思いますが。

佐藤学：

具体的には書ないけれども、本当にむちゃくちゃなことをされたら、ということを、書かないけどにおわせるみたいな、そういう文言と思うのですけれどもね。

宗前清貞：

おそらく実務的には、屋良さんがおっしゃっている不服申し立てという手続きにいくのではないかと思いますが、例えば、条例の中で不服申し立てをする権利があると書いても、その「圧政」を押し付けてくる側の法体系に、「不服があったら聞くよ」という規定がないと、これこそ制度的な保障という意味がないと思うのですよ。そうした状況から、霞ヶ関が言い分を聞く公式の席を設けておかないとマズイな、と思わせるのは、制度というよりも運動論だと思うのです、法律じゃなくて。そういう意味では条例の中で規定してもしょうがないかもしれません。

玉城デニー：

「基本的人権に基づいて、自治をおこなう権利と権限は、何人も犯すことはできない。」と、これで、一応まとめてみました。

藤中寛之：

沖縄の抵抗権に類する事例として、最近、駐留軍用地に関する代理署名の拒否がありましたが、特措法の改正で事実上、沖縄側のその抵抗する権限は奪われました。中央政府は、この改正は日本全国を対象にしているという認識を示しました。しかし、沖縄の紙面等では、この特措法の改正は、事実上、沖縄を狙い撃ちにした、沖縄だけに当てはまる法律の改正だから、憲法第 95 条で保障された住民投票をやる必要があるのではないか、という議論がありました。つまり、この改正が「一の地方公共団体のみに適用される特別法」であるという認識を、沖縄側の論者は指摘したわけです。

この 95 条の適用にあたっても、中央政府と、地元の地方政府や住民等では、認識のズレが生じているわけですが、今までの議論を聴いていて思ったのですが、抵抗権を考えるうえで、憲法 95 条とのからみで、うまく自治基本条例に取り入れる、良いアイデアはないでしょうか。

宗前清貞：

特措法の改正がね、法の精神にあきらかに違反しているとか、それから、実態的には憲法違反なのだということは、はっきりしているのだけれども、それに対応する沖縄側の法理が基本条例であるというのは、ちょっと飛躍のしすぎじゃないでしょうかね。現実に、それに対して違憲審査の疑いがあるのでしたら、（ヤマトの法理の中にすら）段取りがあるわけですよ。つまり、違憲訴訟に訴えるというのが、一点あるでしょう。それから、有識者がいくらコメントしても、霞ヶ関は聞いてくれないけれども、宜野湾の公園に、8 万 5 千人集まると聞いてくれるわけですよね。

これは、やはり運動論ではないかなと僕は思っています。いかに緻密な法体系を用いても向こうに聞く気がなければ、踏みにじられてしまうだけだ。むしろ、基本条例の中で明らかにしていくということというのは、政策決定というのは、住民のニーズから始まっていて、それをきちっと具現化していくことが大事だ、という命題だと僕は思っています。

その中で、抵抗権を位置づけようとするならば、グループが考えてくれたように、国とか、企業とかが、沖縄固有のその社会条件や政策条件とかを攻撃し始めたときに、困ると異議申し立てをする権利があるということだと思う。そこすら越えて、安全保障上おかしなことをやり始めたとか、それから、法の適応ということで、変なことをやりはじめたという場合には、この条例を使う前に、使うべき装置はいっぱい残っていると、僕は思っています。もっとも、有効に作動するかどうかは、わかりませんよ。

最高裁なんか、違憲審査に非常に及び腰なのだから、特措法問題を訴訟にもっていったとしても、門前払い扱いだったかもしれません。だからこそ、識者がコメントして、あれでおしまいになっちゃったと僕は思っていますけれどもね。言い換えるならば、冷たいようですが、それほど皆、その論点で（オキナワが一丸となるほどには）熱く燃えていない。燃え上がらないで、争点としてはしぼんでしまった。

まあ、そういうことを許さないために、法律でという縛りをかけるというのは、あるのですけれども、基本条例は、条例なので、僕らがいくらこれをやって頂戴、これをやらないといけないよというふうに言ったとしても、向こうが聞いてくれないとね、だめなんじゃないでしょうかね。

佐藤学：

聞かせるための、法律の枠内ではおさまらない、それこそ８万何万人動員することまで含ませたところの抵抗権であるというのが、宗前さんが作った文章であると、私は捉えている。その必要があれば、そうした抵抗をする根拠は、「何人も侵してはいけない」というところだろうと考えます。だから、たまたま今回は憲法９５条違反ではないかという指摘だけれども、毎回、同じ形で、ものごとが沖縄に押し付けられるわけではないでしょう。だから、特定のことをここに盛り込むことでもないだろうと思います。いろいろな可能性を保障したという点で、この宗前案が良いと、私は思いました。

新崎盛幸：

そうですね。明記はしないのですが、個人的には、ここまで条文化してみたいなというのがあります。では、よろしいでしょうか、これで、抵抗権を終わりたいと思います。

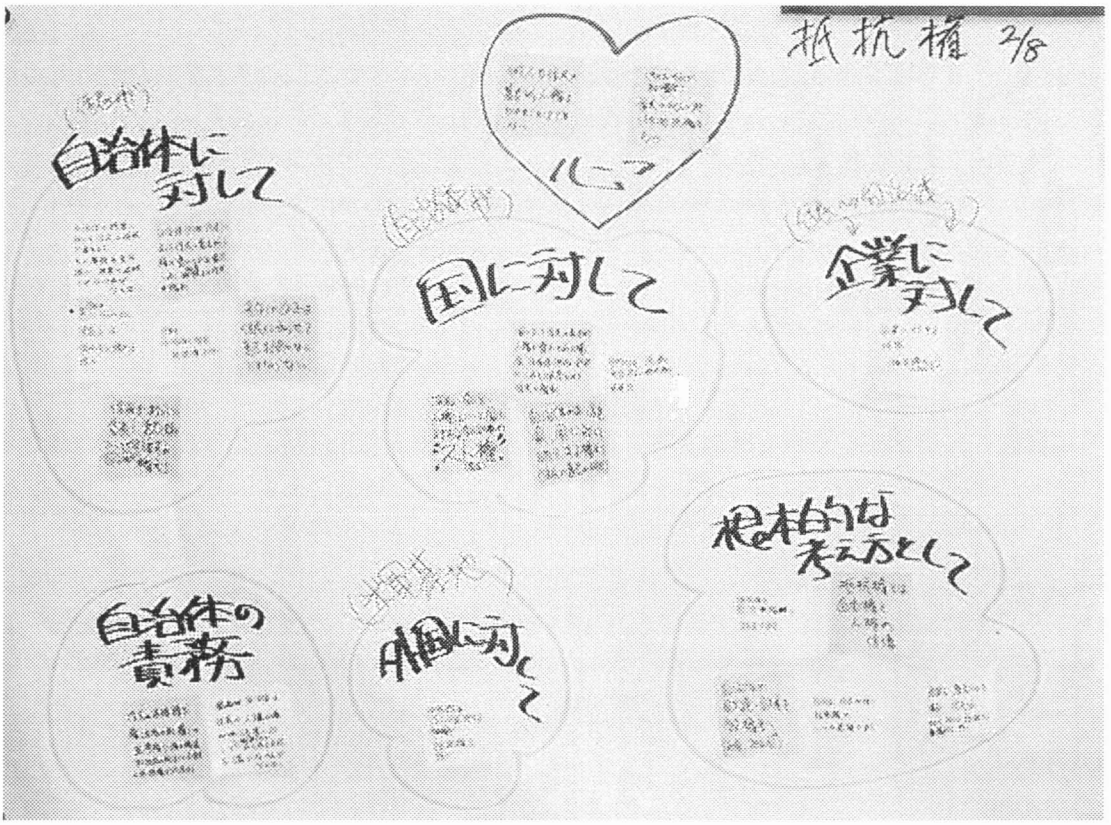
抵抗権 2/8
自治体に対して
国に対して
企業に対して
自治体の責務
外国に対して
根本的な考え方として

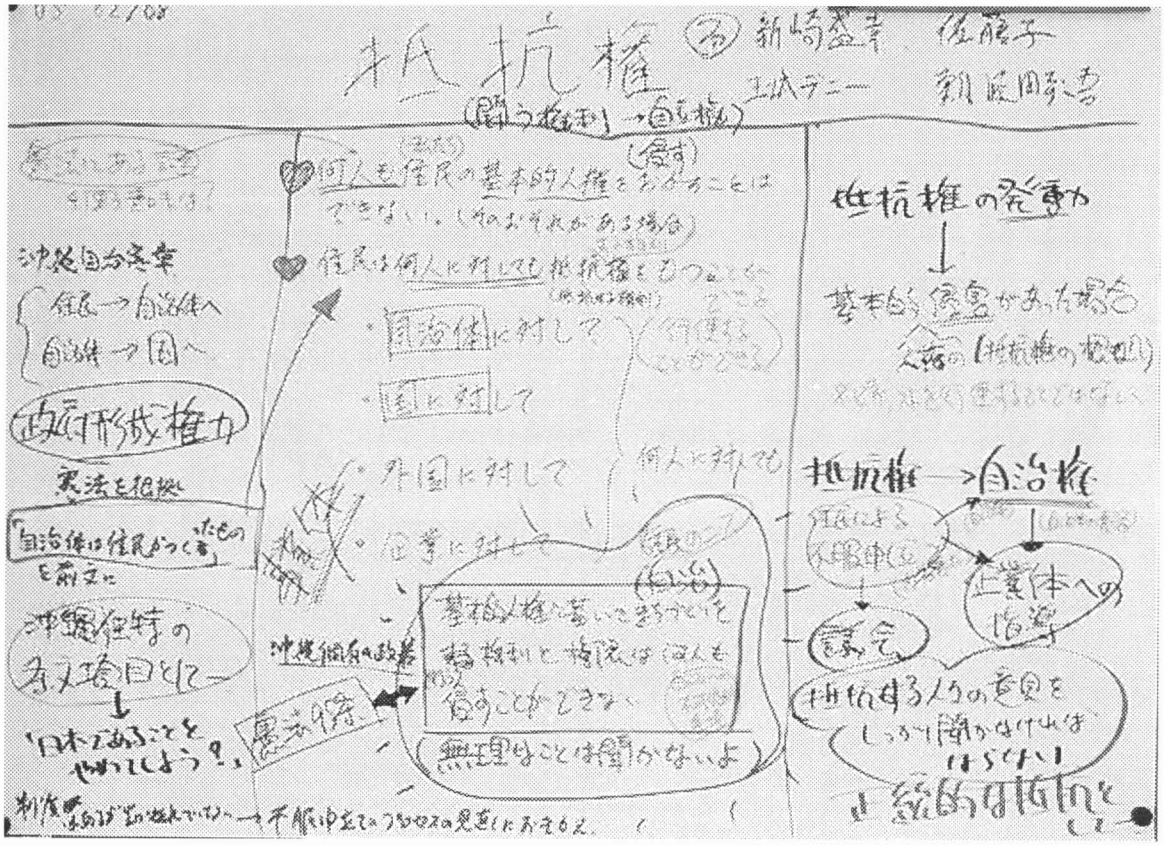
抵抗権
(為)新崎盛暉、仲程子
(聞き取り)→(自己権)
何人も住民の基本的人権を奪うことはできない。(命のおそれがある場合)
住民は何人に対しても抵抗権をもつ
自治体に対して
国に対して
外国に対して
企業に対して
何人に対しても
沖縄自治憲章
住民→自治体へ
自治体→国へ
政府形成権力
実法を根拠
「自治体は住民がつくったもの」と前文に
沖縄独特の考え方として
「日本であることをやめてしまう?」
基本的人権に基いてきずかれた
権利と権限は何人も奪うことができない
無理なことは聞かないよ
抵抗権の発動
基本的人権が侵害されたとき
抵抗権→自治権
住民による
企業体への
抵抗する人々の意見を
しっかり聞かなければ
はらない!
絶対的な抵抗権